＊＊＊・・・＋－＊＊＊＊・・・＊＊＋＋＋＋・・・＋＋＋－－－・・・＋－＊＊＊＊

憲法しんぶん 速報版
発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）
E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年11月16日(月)
NO. 1730号
本号3頁

衆院憲法審査会 憲法９条と自衛隊の位置づけをテーマに審議

維新の会 ９条２項削除による集団的自衛権行使の全面容認と国防軍の創設を主張

衆議院の憲法審査会は 11 月 12 日、憲法９条と自衛隊の位置づけをテーマに与野党が議論を交わしました。

自民党の新藤義孝氏は、「現行の日本国憲法には、誰がどのような手段で国と国民を守り、その実力をどう統制するかという国家の根幹、最重要任務である国防規定が欠落しております。９条の２を創設し、その未完成部分を完成させることを目的とするものであります」と、「憲法に国防規定や自衛隊を明確に定めることで安全保障の法体系を完成させ、国防体制の最適化と抑止力の強化を図らなければならない」と主張。その上で「来週も９条に関する集中的な討議を行ってはどうか」と提案しました。

日本維新の会の阿部圭史氏は、「21 世紀の戦略環境を正面から捉えたうえで、憲法９条２項削除による集団的自衛権行使の全面容認と国防軍創設を行うべきだと考えます」と、「軍事的に拡張する中国、北朝鮮、ロシアに対し抑止力や対処力を高めるためには、９条２項削除による集団的自衛権行使の全面容認と国防軍の創設が必要だ」と述べました。

与党の間に９条改憲を巡る考え方に大きな隔たり

与党の間で９条改憲を巡る考え方に大きな隔たりがあり、野党は「専守防衛」を維持するのかどうか質問。自民党は「（自衛隊の活動が可能な範囲は）相対的なもの」と曖昧に回答。一方、集団的自衛権の行使を全面的に認めるよう主張している日本維新の会は「（専守防衛は）言葉としては消えていく」と答えました。

国民民主党の玉木雄一郎代表は「与党の中で改憲後の目指す安全保障の姿が全く異なっている。行き着く安全保障の姿を一致させないと、単に憲法改正を技術的に議論しても意味はない」と指摘。自民党と維新に対し、「次回、与党としての統一した考え方を示してほしい」と注文を付けました。

統一会派「中道」の国重徹氏（公明党）は「現行憲法のもとで自衛隊はどこまでの活動ができるのか、改正の必要があるとすれば何のためか、改正によって何が変わるのかの３つのフェーズに分けて議論を深めるべきだ」と述べました。

参政党の和田政宗氏は「自衛軍を保持することなどを新憲法草案に掲げている。いかなるときも国と国民を守るためにごく当たり前のことをできるようにしなければならない」と主張。「解釈の積み上げはもうやめ、正面から９条改正に向き合うべきだ」と述べました。

チームみらいの古川あおい氏は「平和主義を堅持するという姿勢は変わらない。専守防衛の原則や非核三原則の基本方針も堅持する」と強調しました。その上で「各会派の主張の共通するものと相違点等を整理し、その第一歩として、現行の政府解釈を整理し、各会派で認識を揃えることから始めるべきだ」と述べました。

共産党の畑野君枝氏は「戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を明記した９条は日本国憲法の平和主義の核心だ」と述べ、９条を生かした平和外交こそ進めるべきだと訴えました。歴代自民党政権が９条の規定に反し、米国の要求に従って軍備増強を進めてきたことが問題だと指摘。1991 年の湾岸戦争終結後に掃海艇をペルシャ湾に派遣するなど海外派兵を推し進め、イラク戦争（2003 年）では航空自衛隊が米兵や弾薬を輸送し「名古屋高裁が憲法違反と断じた」と批判しました。

さらに重大なこととして、安倍政権が集団的自衛権行使容認を閣議決定（14 年）し、安保法制を強行（15 年）したことをあげ、「いつでもどこでも自衛隊が切れ目なく米軍の戦争に加担するもので、憲法違反は明らかだ」と批判。そのもとで、敵基地攻撃能力が可能な長射程ミサイルの導入を強行していると指摘し、「米軍と一体となって敵基地を攻撃しようというものだ」と強調しました。その上、政府が安保３文書の改定に向け、原子力潜水艦の導入や非核三原則の見直しまで検討していることをあげ、「これほど憲法を蹂躙しながら、さらに改憲を主張するなど許されない」と批判しました。

定数削減法案　修正サン・ラグで少数政党排除

しんぶん赤旗が 2 月の総選挙の結果に基づいて試算したところ、ドント式と修正サン・ラグ式では与党全体の議席占有率が上昇することが分かったと、サン・ラグ式では議席を得られる少数政党が、修正サン・ラグ式では獲得が困難になるとも判明したと報じています。

試算によると、比例定数を 31 削減し、現在のドント式を維持したままの場合、自民の議席占有率は 70.96％から 72.58％に、維新の会を含む与党全体は 78.07％から 79.95％にいずれも上昇します。

サン・ラグ式を導入した場合は、日本共産党を含む少数政党も議席が増え、いのちの党（旧れいわ新選組）、日本保守党、減税日本・ゆうこく連合も議席を獲得できます。自民の議席占有率は 70.04％、与党の議席占有率も 77.41％と現状並みに抑えられます。

しかし、修正サン・ラグ式では、１議席目を獲得するためのハードルが上がるため、サン・ラグ式なら議席を得られるいのち、保守、減ゆの各党は議席を得られなくなります。

1994 年に小選挙区比例代表並立制が導入された時の定数は小選挙区 300、比例 200 でした。導入時と比べ、現時点で小選挙区は 11 議席減、削減率は約 3.66％ですが、比例は 24 議席減で削減率は 12％、約 3.27 倍の差があります。自維国の法案が強行された場合、比例は制度制定時と比べ 55 議席減、削減率は 27.5％となり、小選挙区の削減率の約 7.5 倍に悪化します。

先の衆院選でも全国の比例得票率が 4％未満の政党は一部例外を除き、比例での議席獲得はできませんでした。自維国の法案は国会からの少数政党締め出しをさらに加速します。

野党各党からは「議会の新陳代謝が悪化してしまう。スタートアップ（新規参入）政党が今後出てこられなくなる」（チームみらい安野貴博党首、10 月 30 日の記者会見）、「衆院比例だけ定数を削減すれば、他の民意は切り捨ての度合いが強まる」（参政党松田学参院議員、9 日のＸ）といった懸念の声が上がっています。

このような中、自民、維新の会、国民民主が 12 日、衆院に共同提出した定数削減法案に対し、公明党の中野洋昌政調会長は記者会見で「比例代表は多様な民意を反映させる制度だ。比例削減という制度改正には納得できない」と批判しました。民主改革の会の小川淳也代表も記者団に「定数削減は多数が押し切っていい課題ではない」とけん制しました。

民意を切り捨てる衆院比例定数削減の反対の声ご一緒に　大阪革新懇が緊急街宣

「民意を切り捨てる衆院比例定数削減の反対世論を大きく広げよう」と、大阪革新懇は１２日、大阪市内で緊急街宣を行い、反対署名を呼びかけました。

大阪労連の福岡泰治議長は「一部の政党の合意で定数削減ありきの議論を進めるのでなく、国民の多数が求める物価高騰を上回る賃上げと最賃の大幅引き上げの実現を」と訴え。大阪自治労連の仁木将書記長は「行政を厳しく監視する国会のチェック機能や政策を立案する力が弱まるという本末転倒の事態を招く恐れがある」と強調しました。

日本国民救援会の伊賀カズミ会長は「財源を示さず消費税減税など数の力で進める政治を変え、暮らし直結の声を届ける議員を減らすたくらみに反対の声をご一緒に」と訴え。日本共産党の清水ただし元衆院議員は「少数政党を排除し、民主主義破壊の比例定数削減を強引に進める自民・維新の独裁政治に歯止めをかけよう」と呼びかけました。

関芳弘文科相の議員会館内政治資金パーティーで新たな疑惑

日本共産党の山添拓政策委員長は 13 日、国会内で会見。関芳弘文科相が代表の自民党支部が 2024 年に議員会館で開いた政治資金パーティーについて言及しました。

この日、同党の機関誌「しんぶん赤旗」は、吉良よし子参院議員との調べで、関氏の「関芳弘政経バイオフォーラム」で医薬品などの研究、開発を所管する厚生労働省の担当課長が「講師」を務め、バイオ医薬品企業たちがパーティーに参加していたことを報じました。

吉良氏が入手した資料によると、講師は厚労省医政局研究開発政策課長。会費は 9 万円でバイオ医薬品企業 8 社から 9 人が出席しました。

会見で山添氏は「企業の側はパーティー券という自覚ではなかったようで年間費を払っていた、ということであれば（関氏は）企業側からの献金ですから、当然これは政治資金規正法違反、企業献金として（政治資金収支報告書に）書かれるものですが、それらの形跡がないと、ということであれば不記載になると思います」とコメントしました。

野党６党の参議院国対委員長はこの日、衆議院の内規に反して議員会館で政治資金パーティーを開いた関氏に対応をめぐって協議。同紙の新たな報道を受けて複数の政党が「問責決議に値する」と主張しました。

「関大臣は大臣としての資格がないのは、当然だと思います。辞任を求めます」と山添氏は語った。

憲法審査会報告集会
「高市改憲止めよう！憲法審査会の現状」にご参加を

いま憲法は最大の危機を迎えています。開催されている第 222 回臨時国会では 10 月 22 日、29 日、そして 5 日に衆院憲法審査会が開催され、5 日には自民の新藤義孝氏は「9 条の論議は国政の根幹に関わる重要事項だ。論点を深掘りするため集中的な討議を行ってはどうか」と提案。自民党の鬼木氏、北神氏、和田氏の 3 名の幹事が分担し、自民党の 9 条改憲について発言しました。

参議院憲法審査会も 11 月 4 日に開催されましました。

自民党は「その時が来た。改正の発議について、なんとか目途が立ったと言える状態で、来年の党大会（2 月 21 日）を迎えたい」との高市首相の発言を受けて、改憲発議、国民投票実現に向けて、今臨時国会で改憲条文案起草委員会の設置など、一歩でも前に進めようと必死です。

そのようなもとで、先の第 221 回国会では、「ペンライト運動の大波」に象徴されるような改憲反対のあらたな運動の前進が、改憲をほぼ前に進めさせませんでした。今臨時国会でも、さらに改憲阻止に向けてたたかいを強めたいと考えております。

5 月に議員会館前で開催しまた憲法審査会報告集会「高市改憲止めよう！憲法審査会の現状」を、再び市民諸団体の皆さんとともに開催し、憲法審査会の現状と今後の運動の進めかたについて、認識を共有したいと思います。

皆さん、是非、ご参加ください、ご案内申し上げます

◆日時　11 月 19 日(木)衆院憲法審査会終了後　12：00 から 13：00
◆開催場所　衆院第二議員会館前（雨天決行）
◆呼びかけ団体：許すな！憲法改悪・市民連絡会（03-3221－4668）
　　憲法会議（03－3261－9007）
◆共催：安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合
　　改憲問題対策法律家６団体連絡会
　　９条改憲 NO!全国市民アクション
　　九条の会
　　憲法９条を壊すな!実行委員会
　　戦争する国づくりストップ!憲法を守り・いかす共同センター

